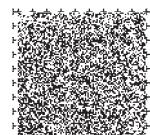
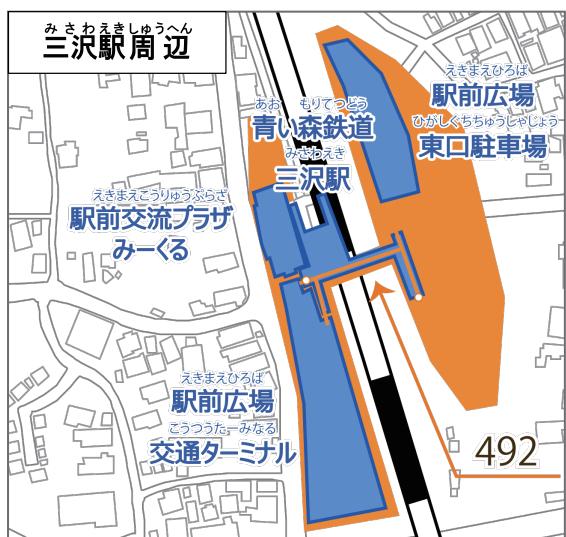
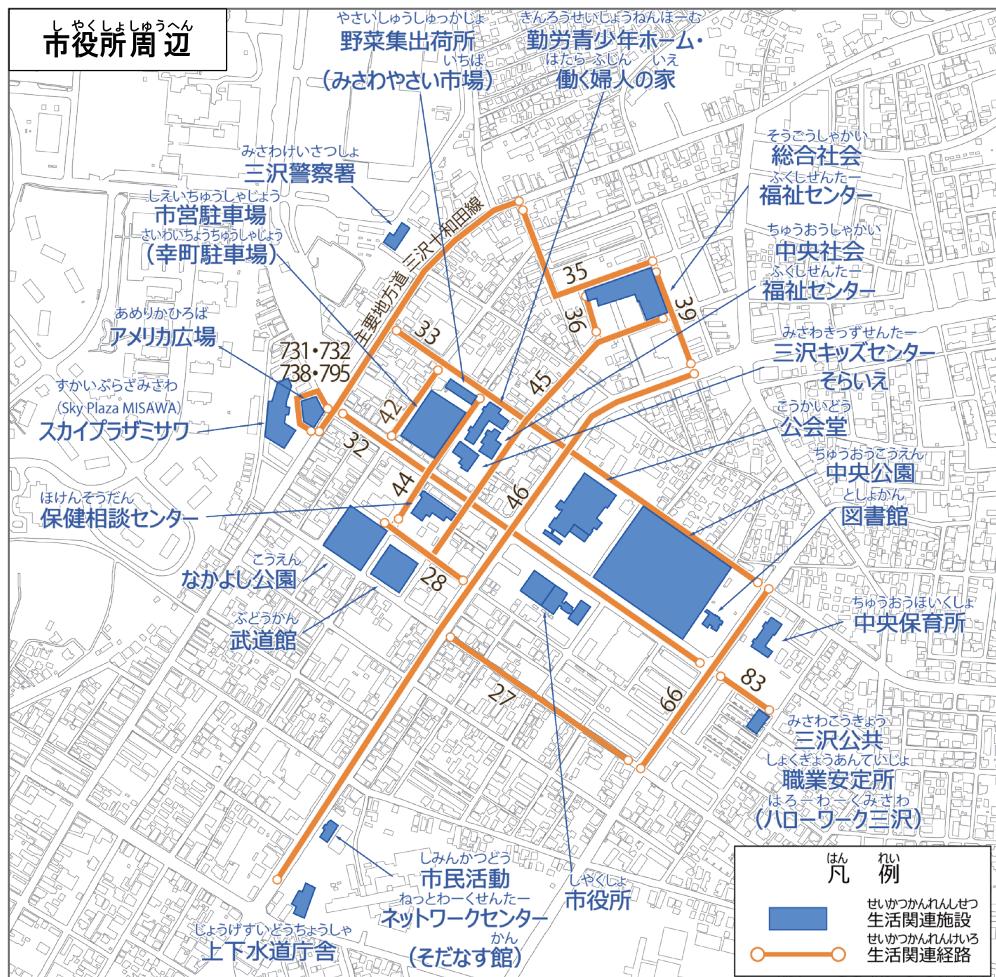


8. 生活関連経路の設定

生活関連経路の設定要件

- ・より多くの人が利用する経路を選定する。
- ・生活関連施設相互のネットワーク(アクセス動線)を確保する。

■生活関連経路の設定



9. 心のバリアフリーの取り組み

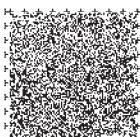
誰もが高齢者や障がい者等の立場に立ち、互いに理解し、支え合う意識の醸成を図るため、啓発活動等を通じて、自分たちができることを考え、行動できる社会を目指します。

対象項目	取り組み
啓発・広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等による周知活動 ・ワンポイント手話講座、手話通訳奉仕員養成講座 ・ヘルプマークやマタニティマーク等の普及を通じた周知活動 等
教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生の教育プログラム (ユニバーサルマナー教室、小学生絵画コンクール) ・行政機関及び企業等の職員教育セミナー ・疑似体験型イベント(公共交通、パラスポーツ) 等
社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉アンテナショップ開催、認知症力フェ開催 ・文化芸術活動支援、障がい者スポーツ支援 等

10. 施設のバリアフリー化の取り組み

各施設の新規及び改修の整備にあたっては国が定める移動等円滑化基準及び青森県福祉のまちづくり条例等に基づくものとし、高齢者・障がい者等が利用しやすい利用環境の構築を推進します。

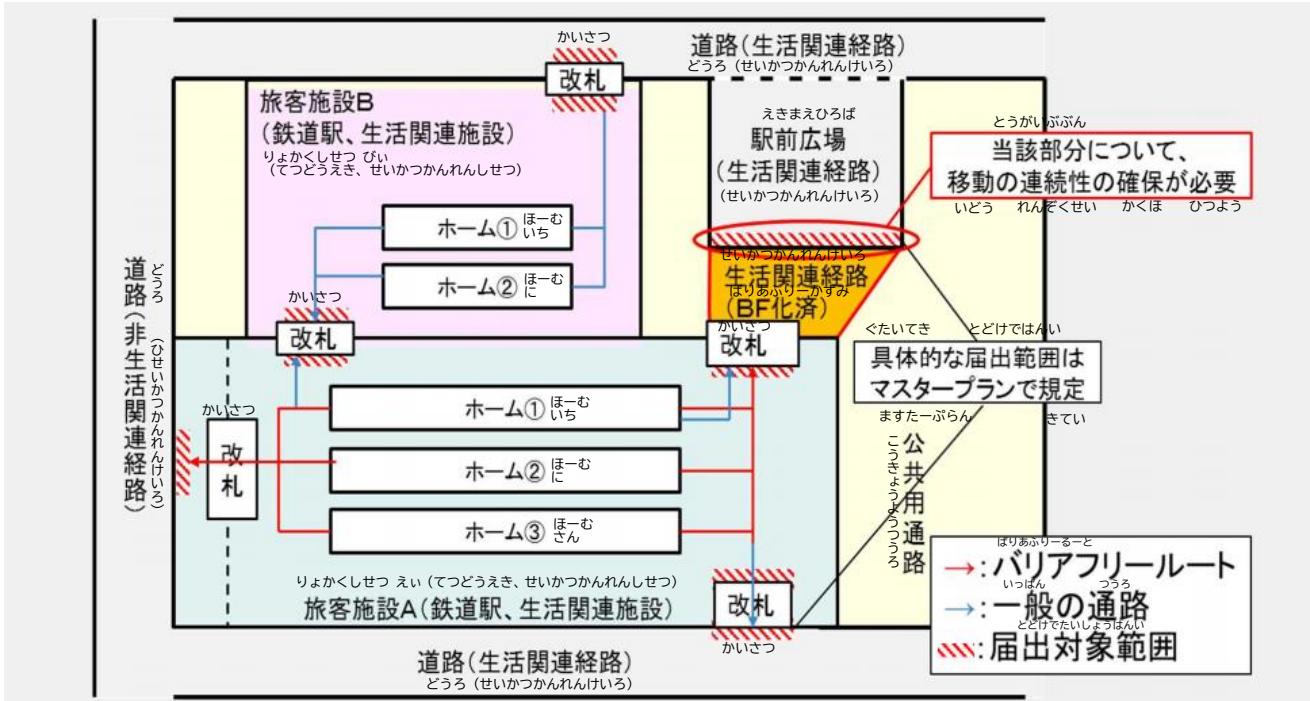
大区分	小区分	取り組み
公共交通	りょかくしせつ 旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・施設間で連携し、歩行経路等の段差・急勾配の解消、幅員の確保に努める。 ・既存建築物は可能な範囲でバリアフリー化に努める。 ・乗り換え案内等わかりやすい情報提供(点字・多言語など)に努める。
	しゃりょうどう 車両等	<ul style="list-style-type: none"> ・車両更新のタイミング等で利用環境の改善に努める。 ・利用が多いバス停は上屋及びベンチの設置など利用しやすい環境に努める。
道路	—	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行経路等の段差・急勾配の解消、幅員の確保に努める。 ・歩行経路等の溝幅が広いグレーチング等は溝幅が狭いタイプの交換などに努める。 ・歩道の視覚障害者用誘導ブロックの老朽化や未整備箇所の改善に努める。 ・歩道が無い区間は路面標示など安全確保に努める。 ・歩道上の障害物移動や撤去などにより歩行空間の確保に努める。
建築物	—	<ul style="list-style-type: none"> ・建てかえ増改築時にはバリアフリーの基準に適合した施設整備に努める。 ・既存建築物は可能な範囲でバリアフリー化に努める。 ・案内表示などわかりやすい情報提供(点字・多言語など)に努める。 ・トイレの洋式化や可能な範囲でバリアフリートイレの設置に努める。
交通安全施設	—	・歩行者が多い交差点の信号機は音響付きにするなど改善に努める。
その他機能等	こうえん 公園	<ul style="list-style-type: none"> ・水飲み場及びトイレ等のバリアフリーの機能の充実に努める。 ・出入口や歩行経路の段差・急勾配の解消、幅員の確保に努める。
	ろがい 路外 駐車場	・障がい者等の優先駐車場の確保に努める。
	あんないひょうしき 案内標識	・歩行経路等の段差・勾配の解消、幅員の確保に努める。
		・案内表示などわかりやすい情報提供(点字・多言語など)に努める。



11. 届出制度

ますたーぶらん さくてい こうひょう あと りよかくしせつよ りよかくしせつ めん どうろ かいりょうとう おこな
マスター プランが策定・公表された後、「旅客施設及び旅客施設に面する道路」において改良等を行う
ばあい せいど もと とうがいこうい ちゃくしゅ 30にちまえ し とど で ぎむづ
場合には、制度に基づき当該行為に着手する30日前までに市へ届け出ることが義務付けられます。
たいしよう しせつ どうろとう いか
対象となる施設・道路等については以下のとおりです。

対象項目	内容
対象となる施設	旅客施設及び旅客施設に面する道路 【旅客施設】政令第25条第1号 ・他の旅客施設との出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は三沢市が指定する一般交通用施設との出入口 ・パリアフリールートの出入口 【道路】政令第25条第2号 ・生活関連旅客施設の出入口又は三沢市が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設
対象となる範囲	かいりょうとう こうい ちゃくしゅ 30にちまえ 改良等の行為に着手する30日前まで
届出の期限	みわしせいさくがせいさくちょうせいか 三沢市政策部政策調整課



12. バリアフリー化に係る情報の収集・提供について

かくしつせつ ぱりあふりーせつびとう うむとう じょうほう こうれいしゃ しょう しゃとう しせつ りよう さい ひつよう
各施設におけるバリアフリー設備等の有無等の情報は高齢者、障がい者等が施設を利用する際に必要
じょうほう ほんし ぱりあふりーまつぶどう さくせい かくしつせつとう かんりしゃ ほんし じょうほう
な情報となります。本市がバリアフリーマップ等を作成するために各施設等の管理者は本市への情報
ていきょう ねが
提供をお願いします。

- こうきょうこうつうじぎょしゃおよ どうろかんりしゃ ぎむ
・公共交通事業者及び道路管理者 …義務

ろがいちゅうしゃじょうかんりしゃ こうえんかんりしゃおよ けんちくぬしどう どりょくぎむ
・路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等 …努力義務

